



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

新専利法実施細則と新専利審査指南の改正内容の紹介

Topic-2

2023 年度中国知的財産事業成果についての記者会見が開催

Topic-3

北京路浩作成の明細書が典型明細書事例に入選

新専利法実施細則と新専利審査指南の改正内容の紹介

2024年1月20日より、改正後の専利法実施細則と専利審査指南が発効される。以下は、出願人と関連性が高い内容を簡単にご紹介する。

1. 電子出願の場合、OAなどの応答期間が15日間短くなる

電子出願の場合、庁書類は電子出願システム経由の送付になるため、その送達日に15日間の猶予期間が加算されなくなる。そのため、OAなどの応答期間が前より15日間短くなる。

2. 特許と実用新案の場合、優先権回復の請求が可能になる

・優先権主張を伴う中国出願について、正当な理由がある場合、優先日からの14ヶ月以内であれば、優先権回復を請求することができる。

・優先権主張を伴うPCT国際出願について、優先日からの14ヶ月以内に国際出願を行い、受理局が優先権回復を認めた場合、中国においても権利回復を請求したものとみなされる。国際段階で優先権回復を請求しなかった或いは請求が認められなかった場合であっても、正当な理由がある場合、中国国内段階移行後の2ヶ月以内に権利回復を請求することができる。

3. 特許と実用新案の場合、引用による補充が可能になる

・優先権主張を伴う中国出願について、出願書類の一部に誤り又は漏れがあった場合、出願日からの2ヶ月以内又は国家知識産権局（CNIPA）の指定期間内に、優先権基礎出願から引用により補充することを請求することができる。

・優先権主張を伴うPCT国際出願について、国際段階で引用による補充の手続きをした場合、中国国内段階移行において規定の要件を満たす場合、その引用による補充が認められる。

4. 新規性喪失の例外の適用要件と手続きが緩和される

・新規性喪失の例外の適用要件の一つになる学術会議又は技術会議における発表については、中国国内の学術会議又は技術会議における発表しか認められていなかったが、CNIPAが認可する国際組織が主催する学術会議又は技術会議における発表についても、例外適用の申請が可能となる。

・新規性喪失の例外を受けるために必要な証明書類の発行機関が緩和され、「国際展示会、学術会議又は技術会議の主催機関に限らないようになる。

5. 実用新案・意匠の初歩審査について

・実用新案の初歩審査において、明らかに進歩性を有していないかが審査される（進歩性の審査）。

・意匠の初歩審査において、従来設計又は従来設計の特徴の組合せと比べて、明らかな区別を有するかが審査される（創作容易性の審査）。

6. 意匠について

(1) 部分意匠出願について

・部分意匠出願は、製品全体の図面を提出し、かつ、点線と実線の組合せ又はその他の形態で保護を求める内容を明示しなければならない。点線と実線の組合せ以外の形態で保護を求める部分意匠を示す場合、簡単な説明において保護を求める部分を明記しなければならない。

- ・部分意匠出願は、製品全体の名称のみならず、保護を求める部分の名称の記載も必要である。
- ・設計の要点が GUI のみにある製品の場合は、部分意匠で保護を求めることが考えられる。
- ・部分意匠の場合も類似意匠制度を利用することができる。
- ・部分意匠の権利範囲を確定する際には、保護を求める部分の形状、図案、色彩を基準とし、且つその部分の製品全体における位置と比例関係を考慮しなければならない。

(2) 意匠出願の優先権主張の基礎が拡大された

・意匠出願の優先権主張の基礎になるのは、意匠のみならず、特許又は実用新案出願の図面も可能になった。

・意匠出願は、国内優先権の主張が可能になった。そのため、活用方法として、後願が先願と実質的に同一であると指摘された場合、またはダブルパテントを理由に拒絶された場合、優先権主張を伴う類似意匠として、先願と後願を一つの出願にまとめて出願することが対応策の一つになる。

ただし、優先権主張の基礎出願は意匠である場合、その基礎出願が撤回されたと見なされるため、利用する際に要注意。

(3) 意匠ハーグ国際出願に対しての審査内容が新規追加された

新規追加された専利法実施細則の第十二章及び専利審査指南の第六部分において詳しく規定されている。

7. 遅延審査の対象が拡大され、実用新案も対象になる

- ・特許出願の場合、実体審査請求と同時に、1年、2年又は3年の遅延審査を請求することができる。
- ・実用新案の場合、出願手続と同時に、1年の遅延審査を請求することができる。
- ・意匠の場合、出願手続と同時に、月単位で1～36ヶ月の遅延審査を請求することができる。

また、遅延審査期間が満了する前に遅延審査請求を撤回することもできる。

8. 専利権評価報告書の請求主体が拡大され、被疑侵害者も請求できる

- ・専利権評価報告書の請求主体：権利者、利害関係者、被疑侵害者。

権利者による警告書や電子商取引プラットフォームによる侵害通知書などを受け取ったものは被疑侵害者に属する。

- ・専利権評価報告書の請求時期：権利化された後。

ただし、出願人（権利者）の場合、登録手続きと同時に請求をすることができる。

9. 特許権存続期間補償制度の詳細が公布された

(1) CNIPA 審査手続きによる遅延を補償するための「特許権存続期間補償」(PTA)

適用条件：

特許の出願日から4年を経過し、かつ実体審査の請求日から3年を経過した後に特許権が付与された場合、特許権者の請求に応じ、特許権付与過程における不合理な遅延に対し、特許権存続期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延は除外する。

計算方法：

$$PTA = \text{権利付与公告日} - \text{出願日} \text{から} 4 \text{年} \text{かつ} \text{審査請求日} \text{から} 3 \text{年} \text{経過日} - \text{合理的な遅延日数} - \text{出願人} \text{起因の不合理な遅延日数}$$

出願日：パリルートの場合はその中国出願日であり、PCT ルートの場合には中国国内移行日であり、分割出願の場合は分割出願日になる。

審査請求日：審査請求の提出及び費用の納付の両方を完了した日。また、審査請求日は特許出願の公開日より早かった場合、審査請求日からの3年は、公開日より計算される。

合理的な遅延：出願書類の補正ありの拒絶査定不服審判、権利帰属紛争による審査手続中止、裁判所の保全裁定による審査手続中止及び行政訴訟などその他の合理的な遅延。

出願人起因の不合理な遅延：出願人が指定された応答期間内に応答しなかったことによる遅延、遅延審査を請求したことによる遅延、引用による補充をしたことによる遅延、権利回復による遅延、PCT 国際出願の中国国内移行は優先権日よりの30ヶ月以内に行ったが早期処理未請求による遅延。

申請主体及び申請時期：権利者は特許権の設定登録の公告日から3ヶ月以内に申請が可能である。

例外：特許と実用新案を同日に出願した場合の特許出願は、特許権存続期間補償の申請が不可である。

(2) 医薬品販売承認の審査による遅延を補償するための「医薬品特許存続期間補償」(PTE)

新薬の販売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で販売承認が得た新薬関連特許について、特許権者の請求に応じ、特許権の存続期間の補償を与える。補償期間は5年を超えず、新薬販売承認後の特許権の合計存続期間は14年を超えないものとする。

適用条件：

- 補償を請求する特許の権利付与公告日が医薬品市販許可申請の承認取得日より前であること
- 補償請求を提出するとき、当該特許権が存続状態にあること
- 当該特許がまだ医薬品特許存続期間補償を受けたことがないこと
- 市販許可を取得した新薬関連の技術案が、補償を請求する特許の請求の範囲内に入っていること

- 一つの医薬品に同時に複数の特許権が存在する場合、その中の一つの特許権にのみ医薬品特許存続期間補償を与えるように請求できること

- 一つの特許権が同時に複数の医薬品に関連する場合、一つの医薬品の当該特許権についてのみ医薬品特許存続期間補償請求を提出できること。

申請主体：特許権者が提出しなければならない。特許権者と医薬品市販許可保有者が異なる場合、医薬品市販許可保有者の書面による同意を得なければならない。

申請時期：医薬品市販許可申請が承認を取得した日から3ヶ月以内に申請しなければならない。

また、上記 PTA と PTE の申請は 2021 年 6 月 1 日より可能になったが、その申請に対する審査は、2024 年 1 月 20 日より実施される。存続期間補償にかかる官庁費用は、関連の費用が公表された後で CNIPA の指定する期間内に納付することができる。

10. 秘密保持審査について

中国国内で完成された発明を外国に出願する場合、まずは CNIPA による秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査を受けずに外国に特許又は実用新案を出願した場合、当該特許又は実用新案については、中国で権利付与されない。

改正前は、秘密保持審査を請求してから一定の期間が経って CNIPA から何の通知もなかった場合、外国に出願してもよいですが、2024 年 1 月 20 より CNIPA による通知書を待たなければならない。ただし、かかる時間には特に変化がなく、最大 6 ヶ月である。

11. 職務発明の奨励金及び報酬について

職務発明の奨励金及び報酬について、その金額及び支払い方式を約束し、または適法に作った社内規定・制度において規定することができる。前記の場合でなければ、以下の規定に従うべきである。

・奨励金

特許登録時の奨励金の最低金額が 3000 元から 4000 元に、

実用新案・意匠登録時の奨励金の最低金額が 1000 元から 1500 元に引き上げられた。

・報酬

「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の規定に従って、発明者等に合理的な報酬を与えるべきである。

12. 開放実施許諾制度の詳細が公布された

下記箇所に詳しく規定されている：

- 専利法実施細則 第六章専利実施の特別許可 第八十五条～第八十八条
- 専利審査指南 第五部分 第十一章

13. 誠実信用の原則が設置された

専利法実施細則第十一条 専利出願は誠実信用の原則に従わなければならない。各種専利出願を提出するには、真実な発明創造活動を基礎としなければならない、虚偽を弄してはならない。

この誠実信用の原則は拒絶査定理由にもなるし、無効理由にもなる。

14. 漢方薬の審査が新設された

漢方薬の審査としては、専利審査指南 第二部分 第十一章が新設された。

15. 無効審判を経て請求の範囲に変更があった場合、その変更後の請求の範囲が再度公告される。

最新の専利法実施細則と審査指南について、何かございましたらお気軽にお問い合わせください。

新実施細則の全文は、以下より確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html

新審査指南の全文は、以下より確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

中華人民共和国科学技術成果轉化促進法の全文は、以下より確認可

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDImZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3ZTM1NDA4NDM%3D>

2023 年度中国知的財産事業成果についての記者会見が開催

中国国家知識産権局（CNIPA）は、1月16日の国務院主催の記者会見を通して、2023年度の中国の知的財産事業の主要成果を発表した。

（1） 専利

年間の発明専利の授権件数は92.1万件となり、実用新案の授権件数は209万件、意匠の授権件数は63.8万件となる。拒絶査定不服審判の完結案件数は、6.5万件となり、無効審判の完結案件数は0.77万件となる。受理されたPCT国際出願は、7.4万件となる。中国出願人による意匠のハーグ国際出願の件数は、1814件である。2023年度末まで、中国国内（台湾・香港・マカオを除く）で有効の専利の件数は、初めて400万件を超え、401.5万件に及んだ。

（2） 商標

年間の商標登録件数は438.3万件となる。商標に対する異議申立の完結案件数は15.3万件となる。各種の商標審査案件の完結件数は37.3万件となる。2023年度末まで、中国国内での有効の登録商標の件数は4614.6万件である。

（3） 地理的表示

年間の地理的表示の登録件数は13件とある。2023年度末まで、中国国内で登録された地理的表示の件数は2508件となり、地理的表示の関連商品の産業上価値は年間8000億人民元を超えた。

（4） 集積回路

集積回路設計図の年間登録件数は1.1万件となる。2023年度末まで、中国の集積回路設計図の登録総件数は、7.2万件となる。

（5） 知的財産運用

年間の専利・商標に対する質権設定融資登記の金額は、8539.9億人民元となり、質権設定融資を行った企業は計3.7万軒となる。2022年、中国の専利集中型産業の価値増加の総額は15.3兆人民元となり、前年度比7.1%増となる。専利集中型産業の価値総額は、国内総生産の12.7%を占める。

今回の記者会見の詳細は中華人民共和国中央人民政府の公式サイトにて確認可能

https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6926365.htm

北京路浩作成の明細書が典型明細書事例に入選

特許代理業界の高品質発展推進行動計画（2022-2025 年）の任務要求を真剣に実行し、特許代理業界の高品質発展を推進し、特許明細書の作成レベルを向上させ、特許代理業務の全面的な向上のために、中華全国弁理士協会は 2023 年に典型的な明細書作成事例の推薦活動を展開した。今回は、合計 566 件の特許明細書を受け取り、審査委員会の匿名審査を経て、合計 60 件の典型的な明細書を選出した。60 件のうち、化学分野は 15 件、機械分野は 20 件、電子分野は 25 件である。

北京路浩、即ち当所が作成した明細書の 2 件が典型明細書事例として入選された。1 件は化学分野の特許明細書で、もう 1 件は電子分野の特許明細書である。

2023年全国典型发明专利撰写案例 评选结果 (排名不分先后)			
化学领域15篇			
序号	发明名称	机构名称	专利代理师
1	一种锂电池的制备方法	上海十通一达知识产权代理有限公司	何敏
2	一种化学装置及其制备方法和电子装置	北京德和利知识产权代理有限公司(普通合伙)	何康富 王惠玲
3	一种含式法制备的碳纤维及其制备方法	福建信达专利事务所(普通合伙)	蔡斌
4	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	北京德和利知识产权代理有限公司(普通合伙)	何康富
5	柯萨奇病毒A6型毒株及其免疫原性组合物和应用	北京路浩知识产权代理有限公司	商秀玲
6	一种连续生产工业级顺式聚丁二烯橡胶的方法	北京博益知识产权代理有限公司	李敏杰 武嘉博
7	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	杭州杭誠专利事务所有限公司	陈利峰
8	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	广州中孚知识产权代理有限公司	陈静
9	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	中国专利代理(香港)有限公司	马蔚怡 殷志武
10	一种连续生产工业级顺式聚丁二烯橡胶的方法	普凡知识产权代理有限公司	陈福根 叶文江
11	一种新型病毒组合疫苗及其应用	厦门源创专利事务所(普通合伙)	郭金华
12	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	广州中孚知识产权代理有限公司	陈静
13	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	杭州杭誠专利事务所有限公司	陈利峰 何康富
14	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	福建信达专利事务所(普通合伙)	蔡斌
15	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	北京中德法律事务所	何家清 李林
16	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	上海邦信专利事务所(普通合伙)	何家清
17	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	北京中德法律事务所	何家清 李林
58	语音关键词识别方法、装置、电子设备和存储介质	北京路浩知识产权代理有限公司	程琛
59	一种用于制备高纯度碳纤维的装置及其制备方法	北京中德法律事务所	何家清 李林

出所：http://www.acpaa.cn/article/content/202312/5999/1.html